

選択式トレーニング問題集の使い方

1 本書の特長

- 豊富な問題数で、社労士試験の重要論点を網羅。
- 最新の改正箇所が一目で分かる **改正** マーク付き。
- 選択式試験問題としての **難易度** を表記することで、学習優先順位を明確にしている。
- 持ち運びやすいA5サイズ。
- 左ページに問題、右ページに解答の見開きで構成されており、学習しやすい。(なお、長文の問題については一部構成が異なります。)
- 空欄ごとの習熟度が把握できる空欄別チェック欄付き。
- 解答ページには、出題条文の空欄に解答語句を当てはめ、完成された文章とした「**完成文**」を収載(過去本試験問題を除く)。条文読みに活用できるほか、解答語句以外の語句についての対策も可能。
- 色文字が機能的に活用されている。
- 平成27年から令和6年までの過去本試験問題を収載。本試験における合格基準点も掲載。(一部、当時のまま出題している問題や改正により改題させていただいた問題もあります。)

2 仕様

〔1〕 出題問題

科目別講義テキストの内容に対応するオリジナルの予想問題です。

※科目別講義テキストは、資格の大原社労士講座受講生専用教材です。

科目別講義テキストのみの販売はしていません。

〔2〕 形式

問題を左ページ、解答を右ページとする見開きの構成です。(一部除く。)

また、過去本試験問題においては合格基準点を掲載。

※ **合格基準点** …本試験における合格基準点を表しています。

4 よくある質問

〔1〕 択一式対策の学習と選択式対策の学習はどちらが重要？

まず択一式対策、次いで選択式対策の順が効率的

択一式試験・選択式試験のいずれにも合格基準点が設けられている以上、どちらとも重要です。しかし、選択式問題の論点には、択一式問題の論点と重複するものが多く、択一式対策の学習を進めていけば、自然と選択式対策の学力も向上していきます。

まずは、択一式トレーニング問題集などで択一式対策の学習を進め、次いで、選択式トレーニング問題集で選択式対策の学習を進めるという方法が効率的です。

〔2〕 全ての問題を解いている時間がない…

難易度 A・B・Cの順で取り組みましょう

時間がないときは、選択式問題としての難易度が高いものから、優先して取り組みましょう。具体的な優先順位は、**難易度 A・B・C**の順です。難易度ランクの意味合いは、②ページをご覧ください。

〔3〕 問題の解答方法

選択肢を絞り込んで、正解率を高める

選択式の問題は、5つの空欄に対して20個の選択肢が設定されており、一つの空欄に対する選択肢は、基本的には4個に絞ることができます。この正解肢候補の4個を相対比較し、かつ、問題文のテーマと照らし合わせた上で、最も適切と考えられる選択肢を選ぶようにすれば、正解率を高めることができます。この場合、「選択肢の絞り込み」が重要です。A～Eの空欄に対してそれぞれ解答語句を探しだし、空欄に当てはめて適切なものを選ぶ癖をつけましょう。

CONTENTS

改正 は、改正箇所の問題です。

難易度 A・B・C は、問題の難易度ランクです。

第1章 厚生年金保険法

	難易度	
問題1 目的等	A	2
問題2 適用事業所	B	4
問題3 高齢任意加入被保険者	B	6
問題4 適用除外	B	8
問題5 被保険者期間(1)	C	12
問題6 被保険者期間(2)	B	14
問題7 標準報酬月額、標準賞与額	C	16
問題8 3歳未満の子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例	A	18
問題9 厚生年金保険事業の財政	A	20
問題10 保険料率、保険料の免除等	B	22
問題11 滞納処分等	B	26
問題12 交付金と拠出金	A	28
問題13 積立金	A	32
問題14 年金給付の支払期月、端数処理	B	34
問題15 特別支給の老齢厚生年金	C	36
問題16 定額部分の額	B	38
問題17 支給繰上げの特例	A	42
問題18 障害者・長期加入者の特例	B	46
問題19 65歳前の在職老齢年金	A	50
問題20 基本手当との調整	A	52

問題21	高年齢雇用継続給付との調整	改正 A	54
問題22	65歳からの老齢厚生年金の額	B	56
問題23	経過的加算	B	60
問題24	老齢厚生年金の支給の繰下げ	B	62
問題25	老齢厚生年金の支給の繰上げ	B	66
問題26	65歳以後の在職老齢年金	A	70
問題27	障害厚生年金の受給権者	C	74
問題28	障害厚生年金の額	C	76
問題29	障害厚生年金の額の改定	B	80
問題30	障害厚生年金の支給停止、失権	B	82
問題31	障害手当金	C	86
問題32	遺族厚生年金の支給要件	C	90
問題33	遺族厚生年金の遺族	C	94
問題34	中高齢寡婦加算	B	98
問題35	遺族厚生年金の支給停止	B	100
問題36	遺族厚生年金の失権	B	104
問題37	脱退一時金(1)	C	106
問題38	脱退一時金(2)	B	108
問題39	保険給付の制限	B	110
問題40	離婚時の年金分割制度(合意分割)(1)	B	114
問題41	離婚時の年金分割制度(合意分割)(2)	A	116
問題42	離婚時の年金分割制度(合意分割)(3)	A	118
問題43	離婚時の年金分割制度(合意分割)(4)	A	120
問題44	厚生年金の第3号分割制度	A	124

問題45	再評価率の改定	A	128
問題46	厚生年金保険原簿等	A	130
問題47	年金受給権者の確認等	B	134
問題48	不服申立て	B	136
問題49	時効	B	140
問題50	被保険者に対する情報の提供、行政庁の権能	A	144

第2章 厚生年金保険法(過去本試験問題)

難易度

問題1	平成27年	B	150
問題2	平成28年	A	154
問題3	平成29年(改題)	B	158
問題4	平成30年	A	162
問題5	令和元年	C	166
問題6	令和2年	C	170
問題7	令和3年	B	174
問題8	令和4年	C	176
問題9	令和5年	C	180
問題10	令和6年	C	184

第1章

厚生年金保険法

問題 1 目的等

難易度 **A**

Check欄 **A** **B** **C** **D** **E**

- 1 厚生年金保険法は、労働者の について を行い、
 の に寄与することを目的とする。
- 2 厚生年金保険は、政府が、管掌する。
- 3 厚生年金保険法における は、次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれに定める者とする。
 - ア 第1号厚生年金被保険者の資格、第1号厚生年金被保険者に係る標準報酬等に関する事務→厚生労働大臣
 - イ 第2号厚生年金被保険者の資格、第2号厚生年金被保険者に係る標準報酬等に関する事務→国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
 - ウ 第3号厚生年金被保険者の資格、第3号厚生年金被保険者に係る標準報酬等に関する事務→地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
 - エ 第4号厚生年金被保険者の資格、第4号厚生年金被保険者に係る標準報酬等に関する事務→日本私立学校振興・共済事業団

選択肢

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 運営機関 | ② 監督機関 |
| ③ 給付 | ④ 経済的地位の向上 |
| ⑤ 国民 | ⑥ 施設 |
| ⑦ 実施機関 | ⑧ 職業の安定 |
| ⑨ 生活の安定と福祉の向上 | ⑩ 被保険者 |
| ⑪ 福祉の向上 | ⑫ 扶助 |
| ⑬ 保険給付 | ⑭ 保険者 |
| ⑮ 労働者 | ⑯ 労働者及びその遺族 |
| ⑰ 老齢 | ⑰ 老齢、障害、死亡又は脱退 |
| ⑱ 老齢、障害又は死亡 | ⑱ 老齢又は死亡 |

解 答

- A ⑱ 老齡、障害又は死亡 (法1条)
 B ⑬ 保険給付 (法1条)
 C ⑰ 労働者及びその遺族 (法1条)
 D ⑨ 生活の安定と福祉の向上 (法1条)
 E ⑦ 実施機関 (法2条の5)

完成文

- 1 厚生年金保険法は、労働者の老齡、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 厚生年金保険は、**政府**が、管掌する。
- 3 厚生年金保険法における実施機関は、次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれに定める者とする。
- ア 第1号厚生年金被保険者の資格、第1号厚生年金被保険者に係る標準報酬等に関する事務→厚生労働大臣
- イ 第2号厚生年金被保険者の資格、第2号厚生年金被保険者に係る標準報酬等に関する事務→国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
- ウ 第3号厚生年金被保険者の資格、第3号厚生年金被保険者に係る標準報酬等に関する事務→地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
- エ 第4号厚生年金被保険者の資格、第4号厚生年金被保険者に係る標準報酬等に関する事務→日本私立学校振興・共済事業団

問題 2 適用事業所

難易度 **B**

Check欄 **A** **B** **C** **D** **E**

1 次のいずれかに該当する事業所又は船舶を適用事業所とする。

ア **A** その他の法定業種の事業の事業所であって、 **B** 以上の従業員を使用するもの

イ 上記アに掲げるもののほか、 **C** の事業所であって、常時従業員を使用するもの

ウ 船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者が乗り組む **D**

2 上記1の事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができるものとし、この認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(適用除外事由に該当する者を除く。)の **E** の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

選択肢

- ① 2分の1以上 ② 4分の3以上 ③ 5人
- ④ 10人 ⑤ 過半数 ⑥ 漁船
- ⑦ 漁船であって、常時5人以上の船員を使用するもの
- ⑧ 国、地方公共団体又は法人 ⑨ 国又は法人
- ⑩ 社会保険労務士が法令の規定に基づき行うこととされている法律に係る業務を行う事業
- ⑪ 常時5人 ⑫ 常時10人 ⑬ 接客業
- ⑭ 全員 ⑮ 船舶
- ⑯ 船舶であって、常時5人以上の船員を使用するもの
- ⑰ 地方公共団体又は法人 ⑱ 農林水産業
- ⑲ 法人 ⑳ 理容業

解答

- A ⑩ 社会保険労務士が法令の規定に基づき行うこととされている法律に係る業務を行う事業 (法6条、令1条の2)
- B ⑪ 常時5人 (法6条)
- C ⑧ 国、地方公共団体又は法人 (法6条)
- D ⑮ 船舶 (法6条)
- E ① 2分の1以上 (法6条)

完成文

- 1 次のいずれかに該当する事業所又は船舶を適用事業所とする。
- ア 社会保険労務士が法令の規定に基づき行うこととされている法律に係る業務を行う事業その他の法定業種の事業の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用するもの
- イ 上記アに掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの
- ウ 船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者が乗り組む船舶
- 2 上記1の事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができるものとし、この認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(適用除外事由に該当する者を除く。)の2分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

問題3 高齢任意加入被保険者

難易度 B

Check欄 A B C D E

- 1 に使用される の者であって、 厚生年金、 基礎年金その他の政令で定める給付の受給権を有しないもの(適用除外事由に該当する者を除く。)は、実施機関に申し出て、被保険者となることができる。
- 2 上記1の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。
- 3 上記1の規定による被保険者は、保険料(初めて納付すべき保険料を除く。)を滞納し、督促状の指定の期限までに、その保険料を納付しないとき(保険料の半額負担及び納付義務につき事業主の同意があるときを除く。)は、当該 の属する に、被保険者の資格を喪失する。

選択肢

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 65歳以上 | ② 65歳未満 |
| ③ 70歳以上 | ④ 70歳未満 |
| ⑤ 遺族 | ⑥ 事業所 |
| ⑦ 障害 | ⑧ 月の初日 |
| ⑨ 月の前月の初日 | ⑩ 月の前月の末日 |
| ⑪ 月の末日 | ⑫ 適用事業所 |
| ⑬ 適用事業所以外の事業所 | ⑭ 督促状の指定期限 |
| ⑮ 督促状の指定期限の翌日 | ⑯ 法人の事業 |
| ⑰ 保険料の納期限 | ⑱ 保険料の納期限の翌日 |
| ⑲ 老齢 | ⑳ 老齢及び障害 |

解答

- A ⑫ 適用事業所 (法附則4条の3)
B ③ 70歳以上 (法附則4条の3)
C ⑲ 老齢 (法附則4条の3)
D ⑰ 保険料の納期限 (法附則4条の3)
E ⑩ 月の前月の末日 (法附則4条の3)

完成文

- 1 適用事業所に使用される70歳以上の者であつて、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の政令で定める給付の受給権を有しないもの(適用除外事由に該当する者を除く。)は、実施機関に申し出て、被保険者となることができる。
- 2 上記1の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。
- 3 上記1の規定による被保険者は、保険料(初めて納付すべき保険料を除く。)を滞納し、督促状の指定の期限までに、その保険料を納付しないとき(保険料の半額負担及び納付義務につき事業主の同意があるときを除く。)は、当該保険料の納期限の属する月の前月の末日に、被保険者の資格を喪失する。

問題4 適用除外

難易度 B

Check欄 A B C D E

適用事業所に使用される70歳未満の者であっても、以下の(1)~(5)のいずれかに該当する者は、厚生年金保険の被保険者としてしない。

- (1) 臨時に使用される者(を除く。)であって、以下に掲げるもの。
 ア 日々雇い入れられる者(ただし、 を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。)
 イ 以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの(ただし、定めた期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。)
- (2) 所在地が一定しない事業所に使用される者
- (3) 季節的業務に使用される者(を除く。)。ただし、継続して4か月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的事業の事業所に使用される者。ただし、継続して6か月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。
- (5) 事業所に使用される者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者(当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下単に「通常の労働者」という。)の1週間の所定労働時間の 未満である短時間労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下同じ。)又はその 間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の 間の所定労働日数の 未満である短時間労働者に該当し、かつ、以下 a から c までのいずれかの要件に該当するもの。

- a 1週間の所定労働時間が20時間未満であること。
- b 報酬(最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)について、厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、 未満であること。
- c 学校教育法に規定する高等学校の生徒、大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

選択肢

- | | | |
|-----------------|--------------|---------|
| ① 1か月 | ② 2か月 | ③ 2分の1 |
| ④ 3分の1 | ⑤ 3分の2 | ⑥ 4分の3 |
| ⑦ 5か月 | ⑧ 6万2千円 | ⑨ 7か月 |
| ⑩ 7万8千円 | ⑪ 8か月 | ⑫ 8万8千円 |
| ⑬ 9万2千円 | ⑭ 10日 | ⑮ 14日 |
| ⑯ 20日 | ⑰ 高齢任意加入被保険者 | |
| ⑱ 船舶所有者に使用される船員 | | |
| ⑲ 第4種被保険者 | ⑳ 任意単独被保険者 | |

解 答

- A ⑱ 船舶所有者に使用される船員 (法12条)
- B ① 1か月 (法12条)
- C ② 2か月 (法12条)
- D ⑥ 4分の3 (法12条)
- E ⑫ 8万8千円 (法12条)

完成文

適用事業所に使用される70歳未満の者であっても、以下の(1)~(5)のいずれかに該当する者は、厚生年金保険の被保険者としない。

- (1) 臨時に使用される者(船舶所有者に使用される船員を除く。)であって、以下に掲げるもの
 - ア 日々雇い入れられる者(ただし、1か月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。)
 - イ 2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの(ただし、定めた期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。)
- (2) 所在地が一定しない事業所に使用される者
- (3) 季節的業務に使用される者(船舶所有者に使用される船員を除く。)。ただし、継続して4か月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的事業の事業所に使用される者。ただし、継続して6か月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。
- (5) 事業所に使用される者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者(当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下単に「通常の労働者」という。)の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用さ

れる通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下同じ。)又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者に該当し、かつ、以下aからcまでのいずれかの要件に該当するもの。

- a 1週間の所定労働時間が20時間未満であること。
- b 報酬(最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)について、厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、8万8千円未満であること。
- c 学校教育法に規定する高等学校の生徒、大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。